

令和5年度事業計画書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

I. 基本方針

法人会は、税のオピニオンリーダーとして地域企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体として中小企業のための税制提言、税知識の普及、地域企業の経営支援に積極的に取り組む。

意識向上のための税の啓発活動、税知識普及のための研修等を実施し、申告納税方式の維持・発展に寄与することを念頭に置き、地域経済を担う企業・経営者の支援のための各種講演会・研修会・セミナーの開催並びに地域社会の健全な発展に寄与するため社会貢献事業を積極的に実施する。

II. 主な事業計画

1. 公益目的事業

(1) 税制提言事業

「ウィズコロナ」と呼ばれるウイルスとの共生段階に入り、急激な為替レートの変化は、地元経済にも大きな影響を及ぼしている。

経営者にとっては急速な変化や不測の事態に対する対策が求められており、生産性を上げていくとともに、デジタルトランスフォーメーションなどを進めて付加価値を高めていく必要がある。

このような状況において、ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を求めて、管内の衆議院議員、参議院議員、県・市の首長及び議会の長に対し、組織の力を結集して提言を行うこととする。

(2) 納税意識の高揚及び税知識の普及

ア. 租税教育事業

納税意識の高揚など税の啓発活動として、市内の小学生を対象に「租税教室」及び「税に関する絵はがきコンクール」並びに子供向け税の啓発活動を実施し、将来の担い手である小学生に「税の仕組み」「税の使われ方」の学習を通して「税の大切さ」を学んでもらう事業に積極的に取り組む。

なお、「税に関する絵はがきコンクール」では応募された作品を、法人会の活動内容を広く一般市民に広報するため、公共施設、郵便局及び金融機関など多くの人たちの目にとまるところに展示する。

イ. 税知識の普及事業

申告納税制度の維持・発展及び税務行政の円滑な執行に寄与するため、税知識の更なる普及を目的に、新設法人のための税務研修会、決算申告時に合わせて行う研修、改正税法の説明会等を積極的に実施する。特に令和5年10月から消費税のインボイス制度が導入されるとともに、令和6年1月からは電子帳簿保存法が本格的にスタートするため、当該制度の理解のための研修を実施する。

また、全法連が税理士会の支援を受けて制作し、国税庁が後援している「自主点検チェックシート」の活用について決算期別法人説明会などの税務研修会で説明し、その活用の拡大を図ることとする。

ウ. 税の広報事業

税務行政の広報活動として、電子納税、申告事務の ICT 化、地方税の特別徴収税額の口座振替制度及び e-Tax によるダイレクト納付などの促進、税務研修会並びに広報誌等を使って当該制度の広報の支援を図る。

また、市内表町商店街において、一般市民を対象に税の広報用ポスターの展示、税に関するアンケート・クイズを行うなど、税務行政に対する支援と税理士による「税の無料相談」を実施する。

(3) 経営支援事業

法人会は、税のオピニオンリーダーとして地域企業の発展を支援する「経営者の団体」であることから、ホームページ及びメールを使用して企業にとって有益な情報の提供を早期に行ったり、企業経営者及び従業員の資質の向上を図るため、各種講演会・研修会及びセミナーを積極的に開催する。

これらの研修は、会員企業のみならず地域の企業経営者も参加できるようマスコミ・ホームページなどで開催案内し、リモートによる研修を取り入れるなど、より多くの企業及び経営者が参加できるよう配慮する。

(4) 地域社会貢献事業

法人会は、地域社会の健全な発展に貢献することを目的に各種事業を行っているが、そのために一般市民を対象とした次の事業を主として女性部会、青年部会が主管して行うこととする。

ア. 「知って得する？税金」 【女性部会関係】

表町商店街において、税務行政を多くの市民に身近に感じてもらうことを目的に税に関するアンケート・クイズ並びに税理士による無料の「税金相談」を行ったうえ、DX化を目指している税務行政、便利になった e-Tax の利用方法の説明とそのポスターを掲示してこれらの活用の促進を支援する。

また、「税に関する絵はがきコンクール」に提出された作品のうち、厳正な審査の上、優秀と認められた作品の作者、当該事業に多くの理解と協力をいただいた学校の表彰をこの会場で行うとともに応募された作品の一部を事業内容の紹介のために展示する。

なお、作品の展示はこのほか、公共施設、郵便局及び金融機関等でも行う。

イ. 子供向け税の啓発活動 【青年部会関係】

地域の子供達を対象に税金のしくみや使われ方を学習する機会を創出し、「税金の大切さ」を理解してもらう事業を実施する。

税金が使われている機関を訪問し、当該事業の役割などを出前授業で紹介し、ワークショップでは当該機関の仕事の一部を職員の指導で疑似体験する等のイベントを行う。

ウ. 食品ロス問題への取組み 【女性部会関係】

食品ロスについての研修会実施及びチラシ等を配付することにより、食品ロス問題についての啓蒙活動を行う。

エ. 財政健全化のための健康経営プロジェクト 【青年部会関係】

「企業の活力向上による税収の増加」と「適切な医療利用による医療費の適正化」の目標達成に向けた取組を行う。

2. 収益事業

(1) 組織増強推進事業

支部会の活動として、税務研修会、税務署幹部との座談会、懇親会等を実施することにより、会員間の交流を活発にし、法人会の活動を通じて組織の拡大を図っていく。

金融機関の本店営業部長及び各支店長への会員の加入勧奨の依頼、福利厚生事業の推進と合わせて協力3社への加入勧奨の依頼を行う。

(2) 会員支援事業

法人会のメリットの一つでもある異業種間の交流会を開催し、会員同士による情報交換を行い、会員間の協調性の醸成と会員企業の事業活動の発展を支援する。

本年度において、支部の会員同士の交流と親睦を図るため、各支部単位での支部会を開催する。

支部会の内容として①税務研修会②税務署幹部との座談会③懇親会等を実施する。

(3) 財政安定化事業

経営者大型保障制度、企業のリスクヘッジのための保険制度、個人のためのがん保険等の保障制度の充実のため、協力三社と情報交換を密にして保険契約の拡充に努め、財政の安定化を図る。

(4) 女性部・青年部会関係

法人会のメリットの一つでもある異業種間の交流会を開催し、会員同士の情報交換及び親睦を図ることとする。この交流会は会員企業の発展を支援するものであることから、単体会が開催するものばかりでなく県法連、全法連が開催する大会に積極的に参加できる環境を醸成する。

また各部会とも活発な事業活動を実施しているが、更なる充実のために部会員の加入勧奨を継続的に実施し、組織の拡大を図る。

3. 管理関係

公益社団法人としてガバナンスに配慮し、総会・理事会等組織の維持のための事務は規程に沿った適正な運営に努めることとする。

公益社団法人としてのコンプライアンスに配慮した事業運営を行うとともに、会員の利益の喪失とにならないよう個人情報の管理は徹底する。

事務運営については、資産等の日常管理を徹底するとともに、事務管理規程・会計管理規程に基づく適正な執行に努める。